

令和5年12月

第7回人吉市議会（臨時会）議案

人吉市

令和5年12月第7回人吉市議会（臨時会）提出案件

議案番号	件名
議第112号	令和5年度 人吉市一般会計補正予算（第9号）
議第113号	令和5年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第114号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議第115号	人吉市空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 1 1 4 号 人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 1 5 号 人吉市空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 1 1 4 号

人吉市手数料条例の一部を改正する条例

人吉市手数料条例(平成 1 2 年人吉市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 6 の項中「第 1 2 0 条第 1 項」の次に「、第 1 2 0 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中 3 6 の項を 3 8 の項とし、3 2 の項から 3 5 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表の 3 1 の項中「閲覧に供する事務」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類 1 件につき」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件につき」に改め、同項を同表 3 3 の項とし、同表の 3 0 の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「記載した事項の証明書の交付」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表 3 2 の項とし、同表中 2 9 の項を 3 0 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 1	戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 7 0 0 円
-----	---	-------------------------------

別表第 1 の 2 8 の項中「第 1 2 0 条第 1 項」の次に「、第 1 2 0 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明

書」に改め、同項を同表 29 の項とし、同表 27 の項の次に次の 1 項を加える。

28	<p>戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び 31 の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円</p>
----	---	------------------------------------

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

（提案理由）

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）等が改正され、令和 6 年 3 月 1 日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 1 1 5 号

人吉市空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

人吉市空き家等対策の推進に関する条例（平成 3 0 年人吉市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「管理しなければならない」を「管理するとともに、市が実施する空き家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第 8 条（見出しを含む。）中「特定空き家等」の次に「又は管理不全空き家等」を加える。

第 1 1 条第 1 項中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同条第 2 項第 1 号中「第 6 条」を「第 7 条」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、同項第 3 号中「特定空き家等」の次に「又は管理不全空き家等」を加え、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「第 1 4 条」を「第 2 2 条」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第 1 3 条に規定する管理不全空き家等に対する措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。